

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、保険料収入等とその他の財源を計上している。
- ・ 「保険料収入」には、船員保険に係る保険料収入額を計上している。
- ・ 「運用益」には、利子収入を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、雑収入及び雑益に係る収入額を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、一般会計等からの受入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、保険給付の費用に充てるため国庫から受け入れるべき国庫負担金及び船員保険事務の執行に必要な費用に充てるため国庫から受け入れた負担金を計上している（船員保険法第 58 条等）。
- ・ 「厚生保険特別会計業務勘定からの受入」には、厚生保険特別会計法附則第 19 条第 2 項第 3 号の規定による特別保健福祉事業費に充てるための厚生保険特別会計業務勘定からの受入金を計上している。
- ・ 「資産評価差額」には、固定資産台帳の台帳価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、資産評価差額を加減した額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・ 「保険業務対価見合収入」には、船員保険に係る保険料収入を計上している。
- ・ 「運用収入」には、利子収入を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、保険給付の費用に充てるため国庫から受け入れるべき国庫負担金及び船員保険事務の執行に必要な費用に充てるため国庫から受け入れた負担金を計上している（船員保険法第 58 条等）。
- ・ 「厚生保険特別会計業務勘定からの受入」には、厚生保険特別会計法附則第 19 条第 2 項第 3 号の規定による特別保健福祉事業費に充てるための厚生保険特別会計業務勘定からの受入金を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
- ・ 「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・ 「保険給付費」には、船員保険に係る保険給付費を計上している。
- ・ 「老人保健拠出金」には、老人保健法の規定による医療費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・ 「退職者給付拠出金」には、国民健康保険法の規定による療養給付費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・ 「介護納付金」には、介護保険法の規定による介護給付費納付金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する補助金等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。

- ・ 「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、厚生保険特別会計から支出される昭和61年4月1日前に受給権の発生した船員保険職務上年金に相当する財源を厚生保険特別会計へ繰り入れた額を計上している（国民年金法等の一部を改正する法律（昭60法34）附則第89条）。
 - ・ 「一般会計への繰入」には、業務取扱費に係る一般会計への繰入額を計上している。
 - ・ 「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費を計上している。
 - ・ 「その他の支出」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
 - ・ 「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
 - ・ 「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
 - ・ 「資金への繰入」には、決算処理による資金への繰入額を計上している。
- ④ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
- ・ 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等
金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。